

下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰による家庭の負担軽減、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図るため、古い家電製品等から省エネルギー家電製品等（以下「対象製品」という。）に買替えた者に対し、予算の範囲内で下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金（以下「補助金」という）を交付することについて、下仁田町補助金等に関する規則（昭和 49 年下仁田町規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に居住し、自ら居住するための住宅（店舗、事務所等の併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に対象製品を購入及び設置し、当該住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による住所としていること。
- (2) 補助対象者及び補助対象者と同じ世帯に属する者が、町税等の納付すべき金額を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者及び当該補助対象者が属する世帯員（以下「補助対象者等」という。）が、下仁田町暴力団排除条例（平成 24 年下仁田町条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 補助対象者等が、他の補助金等の補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が居住する住宅において、既存の家電製品から次に掲げる基準の省エネ家電（未使用品に限る。以下同じ。）に入れ替える経費とし、製品の保証料並びに既存家電の撤去及び処分費は含まないものとする。

- (1) エアコン 経済産業省の定める最新の省エネ基準達成率（以下「省エネ基準達成率」という。）が 100 パーセント以上で、かつ、住宅に固定して設置するもの
- (2) 冷蔵庫（冷凍庫を含む。）省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のもの
- (3) 温水機器（ガス・石油・電気）省エネ基準達成率が 100 パーセント以上のもの

2 補助対象経費とする省エネ家電は、前項各号のいずれか各世帯に 1 台とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じた額（1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金交付申請兼実績報告書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、

次に掲げる書類を添付して当該年度の令和 9 年 3 月 31 日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象製品の補助対象経費に係る契約書又は注文書若しくはそれに代わる書類及び領収書の写し
- (2) 購入した省エネ家電の規格、構造及び省エネ達成率 100%以上の製品であることが確認できるカタログ等資料の写し
- (3) 買換え前後の家電の設置状況が分かる写真
- (4) 補助対象者等が、町税等の滞納がないことを証明する書類。ただし、町税等に関する情報を町が所有する公簿等により町職員が、確認することに同意する場合は不要とする。
- (5) 撤去した家電製品に係る特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 43 条に規定する管理票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第 6 条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（請求）

第 7 条 前条第 2 項の規定により補助金の額の決定通知を受けた者は、補助金の額の決定通知書を受領後に速やかに、下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金請求書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座の通帳の写し
- (2) 前号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類
（補助金の取消し等）

第 8 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

（財産処分の制限等）

第 9 条 補助事業者は、交付申請年度の翌年度から起算して 5 年以内に補助金を受けて購入した家電製品を補助金の交付の目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸付けを行ってはならない。

- 2 補助事業者は、既存の家電製品を特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づき適切に処分しなければならない。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した下仁田町物価高騰対策省エネルギー家電製品等買い替え促進補助金に係る第 8 条及び第 9 条の規定は同日後もなおその効力を有する。

別表（第 5 条関係）

購入事業者	町内業者	町外業者
補助率	補助対象経費の 3 分の 1（算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）	
補助限度額	40,000 円	20,000 円
補助対象外経費	製品保証費 既設の家電の撤去費及び処分費	